



令和 7 年 8 月 1 日

お客さま各位

蒲郡信用金庫

貸金庫管理態勢強化について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年 5 月 30 日に金融機関による貸金庫業務の適正化を図る目的で金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

本改正には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点が含まれ、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、当金庫では以下のとおりの対応を行い、貸金庫管理態勢の強化を図ってまいりますので、何卒ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 格納品の制限（次に該当するものは格納できません）

- （1）現金（外国通貨を含む）その他マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の不正利用防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
- （2）危険物や変質・腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの。

2. 利用目的の確認

貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただきます。

3. 副鍵の本部集中

令和 7 年 6 月から貸金庫の副鍵の保管場所を本部での集中保管に変更しております。

万が一、貸金庫鍵を紛失された場合などは、開閉に一定の日数を要することになりますので、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

4. ご留意点

- （1）現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回、ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますよう、お願い申し上げます。
- （2）2 の記載の書面につきましては、お届けいただいている住所宛に今後順次ご郵送等させていただきます。

* ご不明な点がございましたら、貸金庫ご契約店舗へお問い合わせください。

以上